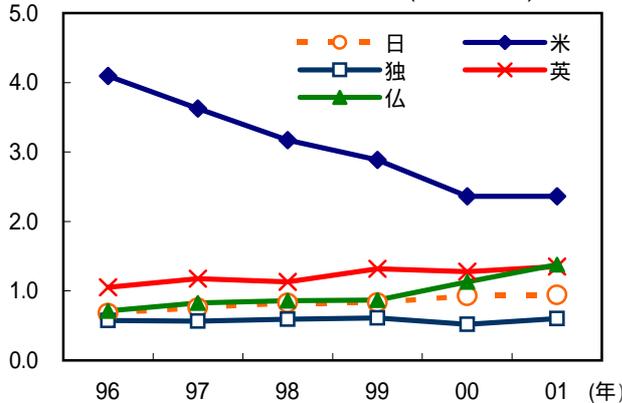




わが国の技術貿易収支の現状

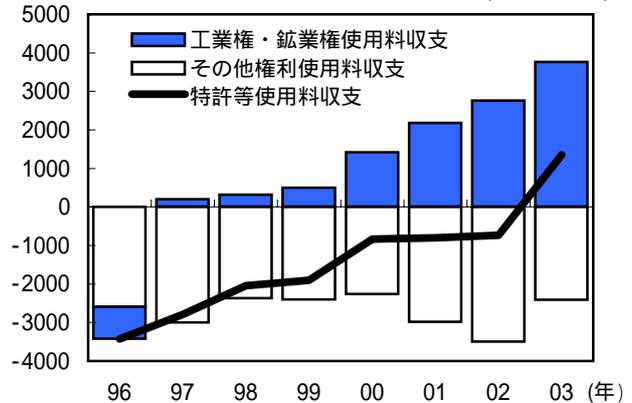
- ・米国の「プロパテント政策」のように、わが国でも知的財産権を重視する動きが強まっている。知的財産面（技術面）での国際競争力を測るマクロ指標としては様々なものがあるが、特許等使用料に関する受取/支払、いわゆる技術貿易収支（国際収支ベース）をみると、わが国は他国と比べて高いとは言えない。
- ・足元でわが国の技術貿易収支（国際収支ベース）は黒字化しているが、これは工業権収支（特許や技術ノウハウ等）の寄与が大きい。一方、その他権利収支（主に著作権）が大幅赤字を計上し続けているはソフトウェア部分の大きいとみられる。
- ・製造業の技術貿易収支（総務省ベース）を産業別にみると、黒字の大部分は自動車が増えている。技術輸出額では親子会社間取引が80%以上を占めており、生産拠点移転に伴う海外現地法人からのロイヤリティー収入で黒字を稼いでいるという構図である。
- ・わが国では2002年の「知的財産戦略会議」発足以降、さらなる知財戦略を打ち出すための動きが本格化してきている。

図表1 技術貿易収支比(国際収支)



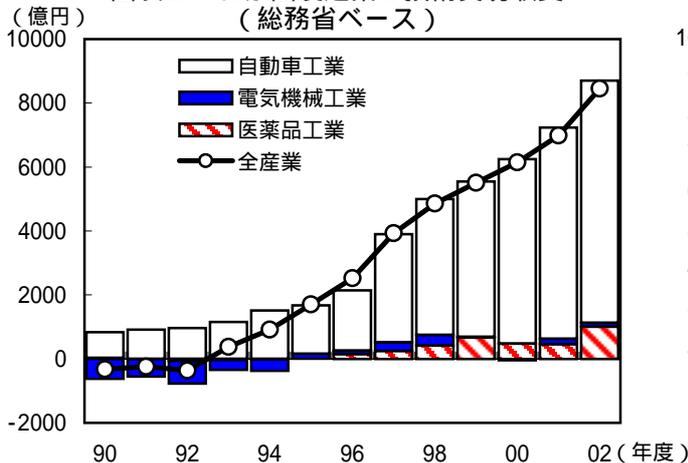
(備考) 1. 文部科学省「科学技術白書」により作成。
2. 各国国際収支統計の特許等使用料の受取/支払。

(億円) 図表2 わが国の技術貿易収支(国際収支)



(備考) 1. 日本銀行「国際収支統計月報」により作成。
2. 2003年は第3四半期までの値。

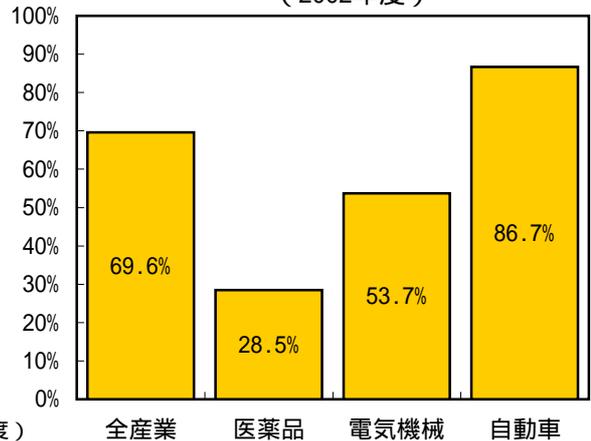
図表3 わが国製造業の技術貿易収支 (総務省ベース)



(備考) 1. 図表3、4は、総務省「科学技術研究調査報告」により作成。

2. 「国際収支統計月報」と「科学技術研究調査報告」との間に差が生じている理由としては以下の理由が考えられる。
- ・調査方法 「国際収支統計月報」は外国為替及び外国為替貿易法に基づき提出される報告書の国際収支項目「特許等使用料」に記載された金額を全て集計したもの。「科学技術研究調査報告」は統計法に基づく指定統計として会社等へ調査票を郵送し、これに対する回答を回収し、集計したもの。
 - ・調査対象 「国際収支統計月報」は500万円以上の貿易外取引で外国為替送金を行った全ての居住者を対象とする。「科学技術研究調査報告」は小売業・飲食店等の業種については対象としていない。
 - ・技術貿易の範囲 「国際収支統計月報」には特許、実用新案、ノウハウ等に関する権利、技術指導等のほかに、商標、意匠、著作権に対する対価が含まれる。一方、プラント輸出中の技術輸出分が輸出額として為替送金された場合、技術貿易として集計されない。

図表4 技術輸出額に占める親子会社取引比率 (2002年度)



[調査部(産業調査担当) 埴 賢治]

お問い合わせ先 日本政策投資銀行調査部

Tel: 03-3244-1840

E-mail: report@dbj.go.jp